

性差医学・医療認定医／指導士の申請～認定について

1. 性差医学・医療認定医／指導士申請要件

下記（１）から（４）のいずれも満たすこと

（１）性差医学・医療に寄与する医療関係専門職（医師、歯科医師、国家資格または専門資格を持つ看護師、薬剤師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、臨床検査技師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、診療放射線技師、介護支援専門員、臨床心理士、健康運動指導士等）あるいはそれ以外の職種に従事し、性差を意識したヘルスケアを実践する意欲があること。

（２）本学会の会員で３年以上の会員歴があり、未納会費がないこと。尚、現在入会手続き中を含めて、会員であれば暫定認定の対象とし、申請は可能とする

（３）本学会学術集会の参加歴があること（過去３年以内）

（４）認定研修で所定の単位を受講済みであること

2. 申請書類

（１）認定申請書（履歴書、志望動機含む）

（２）当学会理事・監事・評議員ないし所属長（施設長、上司等）の推薦書

（３）医療関係専門職等の職種を証明する書類（免許等）の写し

（４）所定の研修単位取得を証明する受講証の写し

（５）過去３年以内の学術集会の参加証など参加を証明するもの*1

（６）審査料の振り込みを証明するものの写し

*1筆頭演者や座長の記載がある抄録・プログラムの写し、参加領収書など

3. 認定プロセス

（１）申請者は申請書類一式を追跡機能がついている方法で事務局宛送付する（期日必着）

（２）申請書類一式を受領後、書類審査を行い、要件を満たすことを確認

（３）認定試験問題の URL を送付し、期日までに回答してもらう

（４）試験合格を確認後、理事会審議を経て認定される

（５）認定料の振り込みを確認後、認定証を発行する

4. 認定試験と暫定認定*2について

（１）認定試験は選択式 20 問程度（認定研修、特にベーシック講座からの出題を中心に）

（２）認定試験はオンラインもしくは郵送で行う。

（３）会員歴は申請当該年度を含めて年度で計算し、3年未満の場合は暫定認定とする

（４）暫定認定に対しても同一フォームの認定証を送付する

（５）暫定認定は、入会后3年次に未納会費が無いことを確認して本認定へ移行する

*2 暫定認定の申請は認定制度発足後 3 年間の時限的な措置とする。